

無線機器のспリアス規格
の変更に伴い規格にあった
無線機器の運用が必要です



1 背景

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正しました。

また、今回総務省では、無線機器の買い換え以外の具体的な対応として、「フィルタを挿入する場合の対応」、「実力値の測定」及び「製造業者等が測定したデータの活用」による手続を明確化しました。



2 経過措置

①免許・登録手続

平成17年12月1日(施行日)

平成29年11月30日

平成34年11月30日

平成19年11月30日(無線設備規則第48条に規定するレーダーは平成24年11月30日)までに製造された無線機器については、平成29年11月30日まで旧規則に基づく免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更を行うことが可能です。

旧規則に基づく無線機器で免許(登録)を受けている場合は、平成34年11月30日まで旧規則の無線設備の条件の運用が可能です。

②技術基準適合証明・工事設計認証及び型式検定合格機器の効力

平成29年11月30日

平成34年11月30日

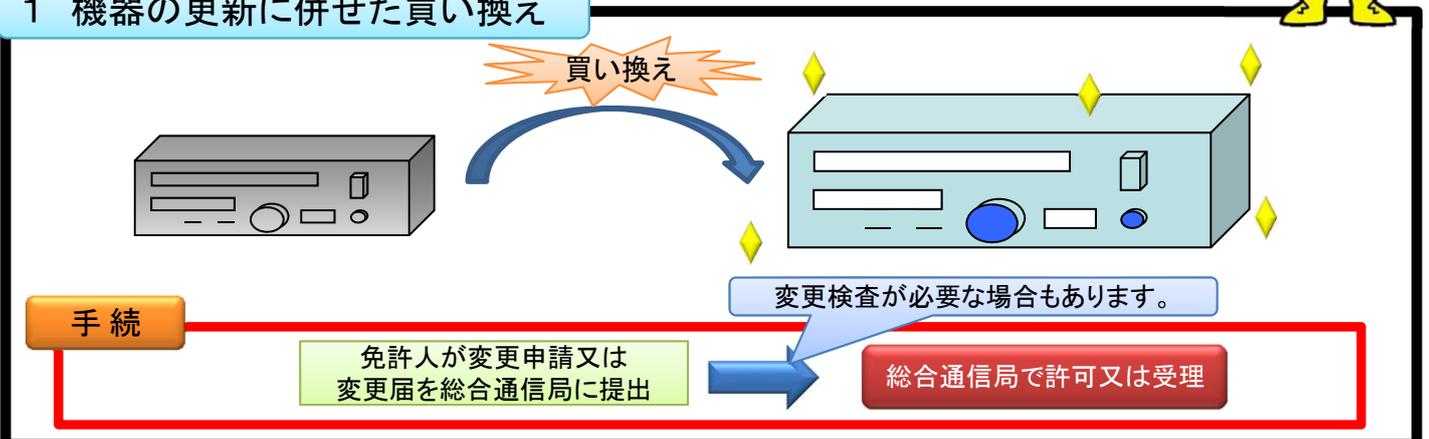
旧規則に基づく検定の合格の効力は、平成29年11月30日までが有効です*。

旧規則に基づく技術基準適合証明等は、平成34年11月30日まで有効です。

* ただし、平成29年11月30日より前に設置された機器は、その機器の設置が継続する限り、検定の合格の効力が有効です。

3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続

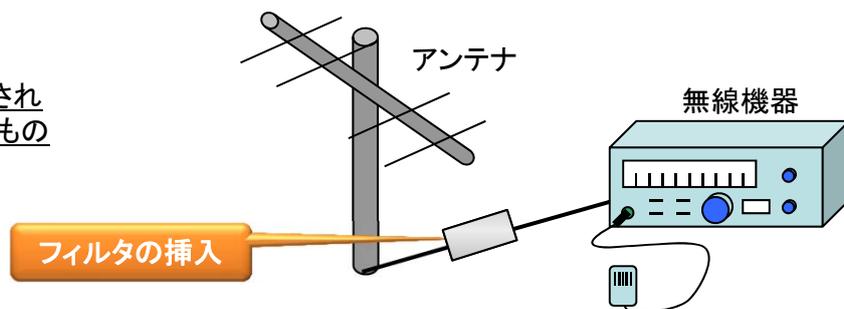
1 機器の更新に併せた買い換え



現在お使いの無線機器を更新される際には、新スプリアス規格に適合した無線機器の使用をお願いいたします。手続としては、総合通信局に変更申請又は変更届のご提出が必要です。なお、無線機器によっては、変更許可が必要となる場合もあります。

2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入

※ 測定器は校正されてから1年以内のものに限ります。



手続

免許人が変更申請を総合通信局に提出

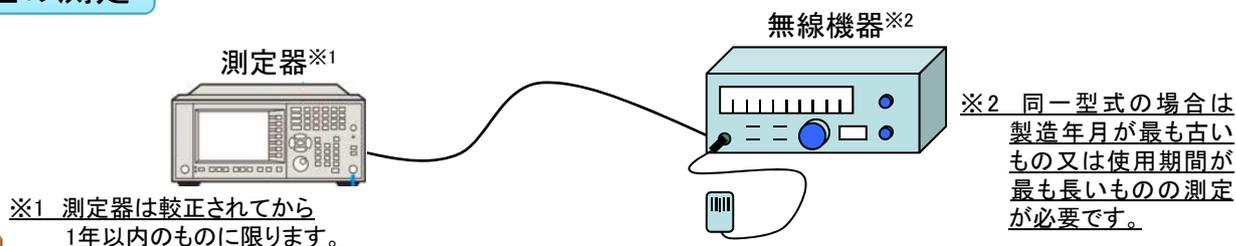
総合通信局で許可

免許人が工事完了届及び届出書(測定データを含む)を総合通信局に提出

総合通信局で受理

現在お使いの無線機器の出力端子にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させることで、継続してご使用いただけます。手続としては、総合通信局にご提出いただいた変更申請の許可後、その無線機器のスプリアスを測定※し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えてご提出いただきます。

3 実力値の測定



※1 測定器は校正されてから1年以内のものに限ります。

※2 同一型式の場合は製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものの測定が必要です。

手続

免許人が登録検査等事業者やディーラー等が測定※したデータを届出書に記載し総合通信局に提出。(同一型式の無線機器については1台の測定データで可能。)

総合通信局で受理

現在ご使用の無線機器のスプリアスを測定※し、新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は継続してご使用いただけます。この場合、測定器は校正後1年以内のものに限られます。(フィルタを挿入した場合の測定においても同様です)手続は、スプリアスの測定データ等を届出書に記載の上、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

4 製造業者等が測定したデータの活用



手続

免許人が総務省HPのリストを確認の上、届出書を総合通信局に提出(測定データは提出不要)

総合通信局で受理

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定※データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省HPにおいて公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。手続は、届出書の(1)対象局の欄のみ記載いただき、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

これらのほか、アマチュア局については、保証の手続を活用することも可能です。

4 スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

付録
スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書 【記入例】

平成 27 年 10 月 20 日

総合通信局長 殿

免許人名 〇〇株式会社

無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項の規定を受けている無線設備について、
ア スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した
イ 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである
ので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。（ア又はイのいずれかに○）

記

(1) 対象局

無線局の種別	免許番号	識別符号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1 基地局	総基第 9140 号	そうむかすみ	第 1 装置	××株式会社	TS109A		02KN9009	B47822	1997 年 8 月
2 基地局									

周波数等		
周波数	電力 (dBm)	電波の型式
159.05MHz	40 dBm	F3E

一つの無線局で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者（この場合にあつては記載不要。）

測定器名	製造者名	型式	製造番号	校正年月	校正機関名	備考	測定者	連絡先	備考
スペクトラムアナライザ	〇〇株式会社	FSV4000	500859	2014 年 3 月	■株式会社		△△株式会社	03 xxxxx-xxxx	

(3) 測定結果（この場合にあつては記載不要。）

※	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度		スプリアス領域における不要発射の強度		測定日	備考		
	測定周波数	基準値	測定周波数	基準値				
1	159.10727 MHz	40 dBm	-43.9 dBm	1.15149 GHz	40 dBm	-24.70 dBm	2014 年 8 月	

※ (1) の行番号と対応させること。



届出書は総務省電波利用ホームページからダウンロードできます
<http://www.tele.soumu.go.jp/>

5 より詳しく知りたい人のために・・・

総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について」

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/>

お使いの無線設備が技術基準適合証明等を取得している場合は、以下のホームページからスプリアス基準が新規定か旧規定かを検索できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

6 ご不明な点はお近くの総合通信局へ

お使いの無線局免許の担当窓口がご不明な場合は、以下までご相談ください。

局名	管轄	電話番号
北海道総合通信局	北海道	011-709-2311 (内線4624)
東北総合通信局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0658
関東総合通信局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1735
信越総合通信局	新潟県、長野県	026-234-9961
北陸総合通信局	富山県、石川県、福井県	076-233-4471
東海総合通信局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9120
近畿総合通信局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8581
中国総合通信局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3314
四国総合通信局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5020
九州総合通信局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7819
沖縄総合通信事務所	沖縄県	098-865-2315

(平成27年9月)

